

委 託 契 約 書

- 1 委託事務の名称 長野市ごみ処理手数料徴収事務委託
- 2 委託場所 小売許可事業者の店舗等
- 3 委託内容 別冊「長野市ごみ指定袋等小売業務及びごみ処理手数料徴収事務取扱要領」のとおり
- 4 委託期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
なお、長野市廃棄物の処理及び清掃に関する規則第4条第4項の規定に基づき、長野市ごみ指定袋（以下「指定袋」という。）及び粗大ごみシール・手数料納付済シール（以下「シール類」という。）の小売業務を廃止し、中止（廃止）届出書（様式第5号）が提出された場合には、提出された月の末日をもって契約の終期とする
- 5 委託料 受注者に納品された指定袋及びシール類の種類及び数量に基づき、月毎に算定されたごみ処理手数料額に4パーセントを乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じる場合は、その額を切り捨てた額）に消費税額及び地方消費税額を加えた額とする
- 6 契約保証金 免除（長野市契約規則第40条第9号の規定により免除）

上記の委託事務について、発注者と受注者は、各々対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 住 所 長野市大字鶴賀緑町1613番地
名 称 長野市
代表者名 長野市長 荻 原 健 司

受注者 住 所
名 称
代表者名

印

↑ 代表者印

約 款

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、この契約書（頭書を含む。以下同じ。）に基づき、別に定める「長野市ごみ指定袋等小売業務及びごみ処理手数料徴収事務取扱要領（以下「取扱要領」という。）」に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び取扱要領を内容とする事務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書記載の事務を履行するものとし、発注者は、その事務の委託料を支払うものとする。
- 3 発注者は、この契約を履行させるため、事務に関する指示を受注者に対し行うことができる。この場合において、受注者は当該指示に従い事務を行わなければならない。
- 4 受注者は、この契約書若しくは取扱要領に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは発注者と受注者との協議がある場合を除き、事務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。
- 5 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。委託期間終了後又は契約解除後も同様とする。
- 6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 7 この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、取扱要領に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 9 この契約書及び取扱要領における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 11 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(指示及び協議の書面主義)

- 第2条 この契約書に定める指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。
- 3 発注者及び受注者は、この契約書の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

(権利義務の譲渡等)

- 第3条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(再委託等の禁止)

- 第4条 受注者は、事務の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- 2 受注者は、前項のほか、発注者が取扱要領において指定した部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(担当職員)

- 第5条 発注者は、受注者の事務の履行について、必要な連絡指導等を行う担当職員を定めたときは、その氏名を受注者に通知するものとする。担当職員を変更したときも、同様とする。
- 2 担当職員は、この契約に基づく発注者の権限とされる事項のうち次に掲げる権限を有する。
- (1) 事務を適正に行うための受注者に対する事務に関する指示
 - (2) 取扱要領の記載内容に関する受注者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答
 - (3) この契約の履行に関する受注者との協議
 - (4) 事務の進捗の確認、取扱要領の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査
- 3 受注者は、担当職員がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示して必要な措置をとるべきことを請求することができる。

(事務処理責任者等)

- 第6条 受注者は、事務処理責任者を置くものとする。

2 事務処理責任者は、この契約の履行に関し、事務の管理及び統括を行うほか、委託料の変更、履行期間の変更、委託料の請求及び受領並びにこの契約の解除に係る権限を除き、事務についての一切の事項を処理することができる。

3 発注者は、事務処理責任者又は受注者の使用人でその事務の実施につき著しく不適当と認められるときは、受注者に対してその理由を明示して必要な措置をとるべきことを請求することができる。
(調査等)

第7条 発注者は、必要があるときは事務の履行に関し随時に調査し、報告を求め、又は適正な措置を求めることができる。
(事務の変更等)

第8条 発注者は必要があるときには、事務の内容を変更し、又は事務の履行を一時中止することができる。この場合において、委託料、履行期間を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議して定める。

2 前項の場合において、受注者が損害を受けたときは、受注者は、発注者に対し必要な費用を請求することができるものとし、その額は発注者と受注者とが協議して定める。
(損害の負担)

第9条 受注者は、事務を行うにつき発注者に損害を与えたときは、その費用を負担しなければならない。ただし、その損害のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、この限りでない。

2 事務を行うにつき第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受注者がその賠償額を負担する。この場合において、その損害が発注者の負担に係るときは、受注者はあらかじめ発注者の同意を得るものとする。

3 前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額のうち、発注者の指示その他発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者がその賠償額を負担する。ただし、受注者が、発注者の指示等が不適当であること等発注者の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(受領確認)

第10条 受注者は、指定袋及びシール類が納品された際は、品目及び数量の確認を確実に行之、納品書へ納品日の記入及び受領印の押印を必ず行うものとする。

(徴収事務の委託)

第11条 発注者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、受注者に指定袋及びシール類の購入者からごみ処理手数料を徴収する事務を委託するものとする。

(手数料の徴収)

第12条 発注者は、納品書等を基に受注者が納入すべきごみ処理手数料を月毎に決定する。

2 受注者は、指定袋及びシール類の販売時に長野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例に定めるごみ処理手数料を購入者から徴収する。

(手数料からの委託料の差引)

第13条 受注者は、前条第1項に定めるごみ処理手数料から、発注者が受注者に支払うべき委託料を差し引いた額を、発注者に納入するものとする。

(手数料の納入)

第14条 受注者は、前条に定める納入額を、発注者が発行する納入通知書に基づき、発注者が指定する日までに指定金融機関等に納入しなければならない。

(発注者の解除権)

第15条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) その責めに帰すべき事由により履行されないとき、又は履行の見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。

(3) 第17条第1項の規定によらないで、契約の解除を申し出たとき。

(4) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

2 発注者は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を受注者に請求することができる。

（協議解除）

第16条 発注者は、前条第1項に規定する場合のほか必要があるときは、契約を解除することができる。

この場合においては、発注者は、この契約を解除しようとする日の30日前までに、受注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定により契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。賠償すべき損害額は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

（受注者の解除権）

第17条 受注者は、発注者がこの契約について重大な違反をし、その違反により業務の履行が不可能となったときは、契約を解除することができる。

2 受注者は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

（情報通信の技術を利用する方法）

第18条 この契約において書面により行われなければならないこととされている指示等は、長野市契約規則及び関係法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

（紛争の解決）

第19条 この契約書の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、協議の上調停人を選任し、当該調停人のあっせん又は調停によりその解決を図る。この場合において、紛争の処理に要する費用については、発注者と受注者とが協議して特別の定めをしたものを除き、発注者と受注者とがそれぞれ負担する。

2 第1項の規定にかかわらず、発注者又は受注者は、必要があると認めるときは、同項に規定する手続前又は手続中であっても同項の発注者と受注者との間の紛争について民事訴訟法（明治23年法律第29号）に基づく訴えの提起又は民事調停法（昭和26年法律第222号）に基づく調停の申立てを行うことができる。

（暴力団等からの不当介入に対する報告及び届出の義務）

第20条 受注者は、この契約に係る業務の遂行に当たり、暴力団員等から不当な要求を受けたときは、遅滞なく発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

（協議）

第21条 この契約書に定めるもののほか、受注者は長野市契約規則及び関係法令を遵守するとともに、その他必要な事項については、発注者と受注者とが協議して定める。